

申請に必要な提出書類

(1) 申請書類【A4片面印刷】

No.	提出書類	
1	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書	
2	工事種類別完成工事高／工事種類別元請完成工事高	
3	その他の審査項目(社会性等)	
4	技術職員名簿	
5	経営状況分析結果通知書(原本)	

(2) その他添付書類

6	とび・土工・コンクリート工事及び塗装工事分類表	<p>※とび土工工事・塗装工事を申請した場合のみ添付 「基準決算」及び「審査基準日以前24か月又は36か月間の決算(審査基準日を除く)の完成工事高について、その内訳を分類してそれぞれの平均額を記入すること。 なお、この表の合計欄の金額を「工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高(20002帳票)のそれぞれの業種の額と一致させること。</p>
7	審査手数料貼付書	※電子申請システムの場合は不要
8	・工事経歴書(規則別記様式第2号) ・直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第三号)	
9	継続雇用を受けている技術職員名簿	※高年齢雇用安定法の対象者で、継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿掲載者がいる場合に提出すること。
10	技術職員の資格を証する書類	<p>・資格者証(写し) ・卒業証書(写し)又は卒業証明書(原本) ・実務経験証明書(原本) ・監理技術者資格者証(写し) ・監理技術者講習修了証(写し) ※受講終了した翌年から5年間有効</p>
11	労働保険等納入証明書(写し)	
12	社会保険料納入確認書(写し)	
13	建退共加入・履行証明書(写し)	加入している場合は提出すること。

14	退職一時金制度等導入を証する書類	<p>導入している場合は提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業退職金共済事業本部発行の加入証明書(写し) ・特定退職金共催団体発行の加入証明書(写し) ・就業規則(抜粋可)等の写し(表紙に労働基準監督署の受付印のあるものに限る) ・厚生年金基金発行の加入証明書(写し) ・適格退職年金契約書の写し ・確定拠出年金運営管理機関発行の加入証明書(写し) ・確定給付企業年金または確定拠出企業年金が導入されていることを証する書類 ・資産管理運用機関との間の契約書の写し
15	法定外労災制度加入を証する書類(写し)	<p>・以下のいずれかに加入している場合は提出すること</p> <ol style="list-style-type: none"> ① (公財)建設業福祉共済団 ② (一社)全国建設業労災互助会 ③ 中小企業等協同組合法の認可を受けて共済事業を行う者 ④ (一社)全国労働保険事務組合連合会 ⑤ 保険会社 <p>ただし、以下のすべてに要件を満たしているものに限る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務災害と通勤災害のいずれも対象 ・直接の使用関係にある職員及びすべての下請負人を対象。 ・死亡及び労働者災害補償保険の障害等第1級から第7級までを補償。 ・すべての工事(共同企業体及び海外工事は除く)を補償
16	CPD単位を取得した技術者名簿(様式第4号)	該当者がいる場合に提出すること。
17	CPD単位内訳一覧表	CPD単位を取得した者がいる場合に提出すること。
18	CPD取得単位証明書(写し)	CPD認定団体による
19	資格者証	CPD単位を取得した技術者名簿(様式第4号)に記載した技術者がいない場合は不要
20	技能者名簿(様式第5号)	該当者がいる場合に提出すること。
21	認定能力(レベル判定)結果通知書(写し)	技能者名簿(様式第5号)に記載した技能者がいない場合は不要。
22	施工体制台帳または再下請通知書【作業員名簿】(写し)	技能者名簿(様式第5号)に記載した技能者がいない場合は不要。
23	ワークライフバランスに関する取組の状況に関する認定通知書	<p>次の各法令に基づいて認定を受けている場合はそれぞれ提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○女性の就業生活における活躍の促進に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> えるぼし認定(第1段階、第2段階、第3段階)、プラチナえるぼし認定 ○次世代育成視点対策支援法 <ul style="list-style-type: none"> くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定 ○青少年の雇用の促進等に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> ユースエール認定

24	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書(様式第6号)	<p>審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事(下記ア～ウ除く)で、下記①、②の措置を実施している場合に提出すること。</p> <p>① 建設キャリアアップシステム(CCUS)上での現場・契約情報の登録</p> <p>② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備</p> <p>※対象外の工事</p> <p>ア 日本国内以外の工事</p> <p>イ 建設業法施行令で定める軽微な工事</p> <p>ウ 災害応急工事</p>
25	防災協定の締結を証する書類	<p>国、特殊法人等又は地方公共団体との間で災害時の建設業者の防災活動等について定めた協定を締結している場合は、協定書の写しを提出すること。</p> <p>※建設業団体が締結している場合は、当該団体に加入していることを証する書類及び申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類(活動計画等)を提出すること。</p>
26	監査の受審状況を確認できる書類	<p>・公認会計士を設置している場合は、登記事項証明書の写し、かつ、有価証券報告書又は監査証明書の写しの提出が必要。</p> <p>・会計参与設置会社の場合は、登記事項証明書の写し及び会計参与報告書の提出が必要</p> <p>・経理処理の適性を確認した旨の書類の提出の場合は、経営の責任者である以下の者(常勤で勤務している者に限る。監査役は対象外)が自ら記名・押印した経理の適正を確認した旨の書類及び所定講習の終了証の写しの提出が必要。</p> <p>① 公認会計士又は税理士であって、指定研修を受けた者。</p> <p>② 1級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過していない者。</p> <p>③ 1級登録経理講習を受審した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者。</p> <p>④ 公認会計士又は税理士であって、資格を有した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して1年を経過しない者。</p>
27	公認会計士等の資格者証	<p>常勤役職員の中に、公認会計士、税理士、1級又は2級の登録経理試験合格者がいる場合に提出すること。</p> <p>・公認会計士又は税理士の場合…公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者または所属税理士会が認定する研修を受講した者。</p> <p>・1級又は2級の登録試験合格者の場合…合格証又は登録経理講習修了書(審査基準日において、合格又は講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年を経過していないこと)の提出が必要。</p>
28	建設機械保有状況内訳書	<p>審査基準日時点で①から⑨の審査基準日から直近1年以内に特定自主検査を実施している建設機械等を保有している場合は提出すること。(ただし、リース契約の場合は、リース期間が審査基準日から1年7か月を含んでいるもの)</p> <p>① ショベル系掘削機</p>

		② ブルドーザー(自重3t以上) ③ トラクターショベル(バケット容量0.4m ³ 以上) ④ モーターグレーダー(自重5t以上) ⑤ 移動式クレーン(つり上げ荷重3t以上) ⑥ ダンプ車(自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの(備考欄に積載物が土砂以外のものである旨の記載がある場合を除く) ⑦ 高所作業車(作業床の高さが2m以上) ⑧ 締固め用機械 ⑨ 解体用機械
29	建設機械等の保有及び法定検査の実施等が確認できる書類	1 保有が確認できる書類について次のア～エのいれか(ただし、前回受審済みで、当該機械が「所有」であり、今回も同様である場合は不要) ア 売買契約書又は販売店発行の販売証明書 イ 自動車検査証(ダンプ車、移動式クレーンの場合) ※電子自動車検査証の場合は、「自動車検査証記録事項」も提出 ※リース契約の場合は、リース契約書又はリース契約証明書も提出すること。
30	エコアクション21、ISO認証登録証明書	エコアクション21、ISO9001又は14001認証がある場合は提出すること。 ※認証範囲に建設業及び建設業法上の全ての営業所が含まれていること。
26	消費税及び地方消費税の納税証明書(その1)	納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等を証明するもの ※免税業者についても納税額「無」と記載あるものが必要

(3) 確認書類【返却しないため、原本ではなく写し】

※審査後に処分します。原本を提出するなどして万が一損害が発生しても、本県は一切の責任は負いませんので、予めご了承ください。

No.	提出書類	
1	技術職員等(技術職員・経管任・経理・技能者)の常勤性確認書類 ※常勤性…審査基準日において、「 <u>6か月と1日以上</u> 」の恒常的な雇用関係があること	技術職員名簿の通番を裏付け書類の該当人物箇所にも記載してください。 (1) 社会保険被保険者標準報酬決定通知書 ※日本年金機構(年金事務所発行)のものに限る (2) 住民税特別徴収税額通知書 (3) 給与明細書及び出勤簿渡欧の出勤日数を確認できる書類(※勤務日数が少ない場合は、常勤性が認められないことがある) ※被保険者整理番号等は黒塗りする等マスキング処理して提出すること ※新規技術者がいる場合は6か月以上の雇用が確認できる書類(健康保険証等) 例外 ア 他社からの出向者の場合 出向契約書又は出向協定書と出向元の社会保険標準報酬決定通知書(出向契約書等については、1年以上かつ審査基準日前6か月超の出向期間、出向者の身分保障及び指揮監督権について、出向者への給与支払い及び社会保険料負担について定められていること) ウ 個人事業主の場合

		<p>代表者：所得税の確定申告書(第1表) 常勤専従者：所得税の確定申告書(第2表)を提出すること。</p>
2	契約内容確認書類	<p>○格付業種(土・建・電・管・舗) 業種ごとに公共・民間それぞれ請負代金の大きい順に上位3件の契約書等</p> <p>○格付以外の全業種 格付以外の業種の中から、公共・民間それぞれ請負代金の大きい順に上位3件の契約書等</p> <p>※契約書等 ア 契約書の写し(工事名・金額・工期がわかる部分)または注文書の写し(変更契約分も必要) JVにより施工した工事については、出資比率のわかる協定書等も必要 イ 施工証明書 ウ 請求書(入金額がわかる通帳のコピーが必要)</p> <p>※工事進行基準 ○工事の入金額は完成工事高としては認められない。 出来高確認等の計算基礎の提出が必要</p> <p>※維持管理業務委託 自治体から元請又は一次下請(一次下請については、県発注のみ)として請け負った維持管理業務委託について、入札参加資格申請時に維持管理業務委託実績高として加算を希望する場合は、契約書の写(契約額50万円以上のものに限る。一次下請業者の場合は元請業者との契約書に加え、県と元請業者間の承諾書の写しが必要)が必要。</p>
3	消費税確定申告書(第1表)の写し	※受付メールの写しは不要
4	法人税確定申告書の写し	別表第1表、第4表、第5(1) ※受付メールの写しは不要